

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月22日
【会社名】	京阪ホールディングス株式会社
【英訳名】	Keihan Holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石丸 昌宏
【本店の所在の場所】	大阪府枚方市岡東町173番地の1 大阪市中央区大手前1丁目7番31号（本社事務所）
【電話番号】	06（6944）2527
【事務連絡者氏名】	グループ管理室 経理部長 城野 教雄
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区有楽町1丁目10番1号 有楽町ビル内
【電話番号】	03（3213）4631
【事務連絡者氏名】	グループ管理室 総務部 東京事務所長 黒川 慎一
【発行登録の対象とした 募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2021年5月17日
【発行登録書の効力発生日】	2021年5月25日
【発行登録書の有効期限】	2023年5月24日
【発行登録番号】	3 - 関東1
【発行予定額又は 発行残高の上限】	発行予定額 80,000百万円
【発行可能額】	80,000百万円
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2021年6月22日（提出日）であります。
【提出理由】	臨時報告書を2021年6月22日に関東財務局長に提出しました。この臨時報告書の提出により、当該書類を2021年5月17日付で提出した発行登録書の参照書類とします。 また、2021年5月17日に提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報 第1 募集要項」の記載について訂正を必要とするため及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加するため、本訂正発行登録書を提出するものであります。
【縦覧に供する場所】	京阪ホールディングス株式会社 本社事務所 （大阪市中央区大手前1丁目7番31号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

【訂正内容】

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

<京阪ホールディングス株式会社第36回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）に関する情報>

1【新規発行社債】

（訂正前）

未定

（訂正後）

本発行登録の発行予定額のうち、金（未定）円を社債総額とする京阪ホールディングス株式会社第36回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）（以下「本社債」という。）を、下記の概要にて募集する予定であります。

各社債の金額 : 金 1 億円

発行価格 : 各社債の金額100円につき金100円

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

（訂正前）

未定

（訂正後）

社債の引受け

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しております。

引受人の氏名又は名称	住所
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 3 丁目 3 番 1 号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋 1 丁目13番 1 号

（注）元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち、主たるものはS M B C 日興証券株式会社、大和証券株式会社及び野村證券株式会社を予定しておりますが、その他の引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件については、利率等決定日に決定する予定であります。

3【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

（訂正前）

未定

（訂正後）

本社債の払込金額の総額（未定）円（発行諸費用の概算額は未定）

（2）【手取金の使途】

（訂正前）

設備資金、投融資資金、社債償還資金及び借入金返済資金に充当する予定である。

（訂正後）

設備資金、投融資資金、社債償還資金及び借入金返済資金に充当する予定であります。

なお、本社債の手取金については、全額を鉄道車両の省エネルギー化（車両新造）、環境配慮型建物（GOOD NATURE STATION）、環境負荷軽減素材を使用した製品の調達・使用（脱プラスチックの取り組み）及びサステナブルな原料の調達・使用（フェアトレードカカオを使用した商品）に係る投資資金及びリファイナンス資金に充当する予定であります。

「第一部 証券情報 第2 売出要項」の次に以下の内容を追加します。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<京阪ホールディングス株式会社第36回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）に関する情報>

サステナビリティボンドとしての適格性について

当社は、本社債についてサステナビリティボンドの発行のために国際資本市場協会（以下「ICMA」という。）の「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2021」（注1）、「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2021」（注2）、「サステナビリティボンド・ガイドライン（Sustainability Bond Guidelines）2021」（注3）及び環境省の「グリーンボンドガイドライン2020年版」（注4）に則したサステナビリティボンド・フレームワークを策定しました。

サステナビリティボンドに対する第三者評価として、株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）より、当該フレームワークがグリーンボンド原則2021、ソーシャルボンド原則2021、サステナビリティボンド・ガイドライン2021及びグリーンボンドガイドライン2020年版に適合する旨のセカンドオピニオンを取得しております。

加えて、本社債の発行に当たって第三者評価を取得することに関し、環境省の令和3年度グリーンボンド等促進体制整備支援事業（注5）の補助金交付対象となることについて、発行支援者たるR&Iは一般社団法人グリーンファイナンス推進機構より交付決定通知を受領しております。

（注1）グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2021とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドライン。

（注2）ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2021とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているソーシャルボンドの発行に係るガイドライン。

（注3）サステナビリティボンド・ガイドライン（Sustainability Bond Guidelines）2021とは、ICMAにより策定されているサステナビリティボンドの発行に係るガイドライン。

（注4）グリーンボンドガイドライン2020年版とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年に策定・公表し、2020年3月に改訂したガイドライン。

（注5）グリーンボンド等を発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンド等フレームワーク策定等のコンサルティングにより支援を行う登録発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業。対象となるグリーンボンド等の要件は、発行時点において以下の全てを満たすものとなります。

（1）サステナビリティボンドの場合にあっては、調達資金の50%以上がグリーンプロジェクトに充当されるものであり、発行時点において以下 又は に該当するものであって、且つ、ソーシャルプロジェクトを含む場合は環境面で重大なネガティブな効果がないものに限る。

調達資金の金額の50%以上が国内脱炭素化事業に充当されること。

調達資金の用途となるグリーンプロジェクトの件数の50%以上が国内脱炭素化事業であること。

（2）グリーンボンド等フレームワークがグリーンボンドガイドライン等に準拠することについて、発行等までの間に外部レビュー機関により確認されること。

（3）実際は環境改善効果がない、ネガティブな効果が環境改善効果と比べ過大である、又は調達資金が適正に環境事業に充当されていないにもかかわらず、グリーンボンド等と称する「グリーンウォッシュ」であるおそれが高いものに該当しないものであること。